

高石政秘第 289 号
平成 26 年 7 月 28 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

高石市長 阪口 伸六

社会保障に関する申し入れについて(回答)

平素は市行政各般にわたり、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。
平成 26 年 6 月 3 日付の要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

要望項目

1.職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

(回 答)

本市においては、第五次高石市財政健全化計画案にもとづき、事務事業についての見直しを行い、正規職員で行う業務と、民間活力を活用できる業務に役割分担し、民営化やアウトソーシングも推進しております。また、市民サービスの低下を招くことのないよう、適切な人員配置を行うこととしております。

なお、職員として身につけるべき知識等については、正規・非正規を問わず、研修の実施に努めてまいります。

2.国民健康保険・医療について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

(回 答)

国民健康保険特別会計に対する一般会計繰入金については、平成25年度は、市独自減免分と医療助成波及分の計6,700万円の繰入れを行っております。

保険料の減免については、本市では、低所得者に対する減免を含め広範な減免制度を

設けておりますが、他市町村の状況も把握しながら必要な減免について検討したいと考えています。

一部負担金減免については、一部負担金減免等要綱として整備し、周知に努めております。また、減免制度の周知については、納付書の発送時や広報掲載により取り組んでいるところですが、一層の周知に努めてまいります。

なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免等の影響はございません。

- ②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

(回答)

保険証や資格証明書の交付については、関係法令に基づき対応するものですが、個々の状況を勘案し、適切に対応することとしております。なお、子どもに対しては1年間の保険証を発行しております。

財産調査や差押え、滞納処分については、関係法令を遵守して対応しておりますが、保険料を納付いただいている方との公平性の観点も踏まえ、個々の状況を勘案し、適切に対応していきたいと考えております。

なお、差押禁止財産については、差押えを行っておりません。

- ③国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

(回答)

関係通知については、担当係員全員が認識するよう努めております。

- ④国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

(回答)

生活保護担当課とは適宜連絡を取りつつ業務を遂行するように努めております。

⑤国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

(回 答)

国民健康保険運営協議会については、ホームページにおいて、会議資料及び議事録を公開しております。

なお、住民参加や会議の公開については、他市の動向等も注視しながら、検討していきたいと考えています。

⑥2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

(回 答)

平成27年度からの保険財政共同安定化事業一円化については、予想される影響や他市の動向も踏まえ、国・府に対し要望してまいりたいと考えています。

⑦福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

(回 答)

福祉医療助成に対するカットの廃止については、以前から国に要望しているところですが、今後も廃止に向けて要望してまいりたいと考えています。

なお、平成25年度から医療助成波及分に対して一般会計繰入れを実施しております。

⑧無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

(回 答)

無料低額診療事業については、担当課窓口で相談に応じさせていただいております。最新の医療機関名簿のカウンターにおける配架については、検討してまいりたいと考えています。

3.健診について

①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で

受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回 答)

本市の国民健康保険財政は大変厳しい状況ではありますが、特定健診受診率向上の観点から、平成 25 年度から特定健診の検査項目を 7 項目追加しました。

今後とも、住民が受診しやすい環境を進めるため、さらなる対策を検討してまいりたいと考えています。

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回 答)

がん検診については、検診車による集団検診、市内医療機関での個別検診を実施し、併用を可能とするなど、受診される方の便宜を図ってまいりました。

また、肺がんと胃がん及び大腸がんの同時検診や乳がんと子宮がんの同時検診に加え、検診希望日を電話受付するなど、受診者の負担をより軽減する形で実施してきたところです。

本年度におきましても、がん検診が特定健診と同時に受診できるよう調整し、日曜日にも受診機会の確保に努めております。

③人間ドック助成を行うこと。

(回 答)

本市では、高石市国民健康保険人間ドック等実施要項を定め、人間ドックに対する助成を行っているところです。

④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

(回 答)

日曜健診については、既の実施しており、今年度からがん検診との同日実施日を 1 日設けたところです。なお、委託事業所への補助は考えておりません。

4.介護保険について

①第 5 期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第 6 期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1 や 0.2 などを作る。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得 200 万円と 400 万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

(回 答)

介護保険料を引き下げるための一般会計からの財源の繰入れは、国の示す保険料の単独減免の三原則の趣旨から適切ではないと考えております。

平成 24 年度から平成 26 年度の介護保険料については、10 段階に細分化し、低所得者の保険料軽減を図っております。

独自減免制度については平成 18 年度から実施しておりますが、平成 24 年度に減免率を 25%から 50%に引き上げており、減免が適用された場合は、基準額の 0.3 程度以下となっております。

②国庫負担割合の引上げを国に求めること

(回 答)

国庫負担割合の引上げにより、介護保険料の減額や利用者負担の軽減措置が可能になると考えられることから、機会あるごとに国に対して要望してまいります。

③直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第 6 期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること

(回 答)

今年度、第 6 期介護保険事業計画を策定することとしており、要支援者の介護サービスから地域支援事業への移行については、実態把握を行うとともに、必要なサービス提供が可能な仕組みを検討してまいります。

新しい総合事業の実施については、地域包括ケアの仕組みの中で、介護予防と生活支援が総合的に提供できるよう、行政や関係機関、団体等と連携をして取り組んでまいります。

④利用者負担割合を引上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

(回 答)

今回の制度改正により、一定以上の所得者の利用者負担や、補足給付（預貯金等の勘案）が見直されるものと承知しております。利用者の理解が得られやすい基準設定について適宜要望してまいります。

⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

(回 答)

特別養護老人ホームの入所申込者数については、毎年4月に待機場所も含めて調査しております。

サービス付き高齢者向け住宅については、毎月大阪府から指定状況等の情報を提供されておりますが、高齢者住宅等の実態を把握するよう、また、適正化の観点から悪質なものについては規制するよう要請してまいります。

⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(回 答)

市独自の「ローカルルール」については、従来から画一化せず、個別対応を行ってきたところであり、今後もケアマネジャーの相談に応じ、必要な場合はケアプランに位置づけてサービスを提供できるよう配慮してまいります。

⑦第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。

(回 答)

第6期介護保健事業計画策定にあたっては、日常生活圏域ごとの特性に配慮し作業を進めてまいります。地域包括支援センターの機能強化については、今後検討してまいりたいと考えています。

5.障害者の65歳問題について

①介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

(回 答)

障害者施策でサービスを利用してきた方が65歳になりますと、介護保険サービスが優先されることとなりますが、サービス量が不足する場合や障害福祉サービス固有のサービスを希望する場合等は、利用者の状況・必要性に応じ併給できるよう対応しております。

す。

②64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

(回 答)

利用者負担の無料化は、現在の制度上難しいと考えております。

6.生活保護について

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回 答)

生活保護受給世帯は、本市において増加傾向にあることから、社会福祉法第16条に定める「標準数」に基づくケースワーカーの増員確保を行い、「標準数」を確保しているところです。

また、ケースワーカーの経験不足による援助水準の低下や担当者ごとの援助水準のばらつきがでないように、国や大阪府等の研修会に参加するとともに所内研修の実施も促しております。

なお、生活相談等に来庁された方については、法令遵守・人権尊重の観点から丁寧な対応に努めております。

②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(回 答)

「生活保護のしおり」については、生活相談に来所された相談者と受給されている方それぞれにとって、生活保護制度の権利義務等を理解していただくために作成しております。今後もより分かりやすいものとなるよう、他市の資料等も参考にしながら作成してまいりたいと考えています。

また、生活相談の際には、無差別平等の原則や申請保護の原則を守り、要保護者等の事情を客観的な立場で把握し、救済漏れのないように、また、公平な運用がなされるべきとの認識のもと、適切な対応に努めております。相談時に要保護状態であるとの聞き取りを行った場合には、申請用紙等を交付しております。

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保

護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

(回 答)

本市においては、申請時に、法令を遵守して助言や指導等を行っております。

就労指導については、稼働年齢層の受給者において就労阻害要因の有無や職歴等を総合的に勘案して実施しております。

また、就労可能な方については、各ケースごとに支援方策を検討し、ハローワークとの連携のもと、受給者に適した仕事の探索や資格の取得、面接の受け方など、個別の就労支援も実施しています。

④通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

(回 答)

保護受給者に対しまして、新規開始時や訪問面接時などに制度の案内とともに説明を行い、周知するよう努めております。

また、支給については、生活保護実施要領に基づき支給の可否について、個々ケースの状況を勘案して対応しております。

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

(回 答)

生活保護の「医療券」については、各受給者ごと、医療機関ごとに各月単位で発行しており事前に交付することはできませんが、毎月継続して受診している医療機関分については、受給者が手続することなく自動的に毎月発行ができるようになっておりますので、保護開始時等に、かかりつけの医療機関を確認することにより、福祉事務所の閉庁時や急病時に対応が可能となります。

また、市内の小・中学校の修学旅行等の実施時には、事前に学校単位で「保護受給証明書」の発行手続きを行うことにより、医療機関への受診を可能としております。

⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(回 答)

本市は、交通至便な地域に位置しておりますので、健常な方の日常生活にかかる自動車保有を原則認めておりませんが、障害を持った方（児童）の通院用や通学・通勤用、

また、短期間の保護受給で自立が見込まれる世帯の自動車保有については、各ケースごとにその保有の可否等を検討し、対応しております。

- ⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回 答)

警察官OBについては、暴力団員等による行政暴力の排除や覚せい剤等の刑事犯罪において関係機関との連携強化を図るため、平成 25 年度から配置しているものです。

なお、適正化ホットラインについては、現在実施する予定はございません。

- ⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

(回 答)

本市では、介護保険のケアプラン作成にケースワーカーが介入したり、指導することは行っておりません。

7.子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ①こども医療費助成制度は、2013 年 4 月段階で 1) 全国 1742 自治体中 984 自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349 自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831 自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155 自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの 3 要件を全てクリアしている自治体は 1 つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

(回 答)

子どもの医療助成については、子育て支援として必要な制度と認識しており、本市においては、本年 7 月に、所得制限は設けず、入院は中学校卒業年度末まで、通院は小学校 3 年生年度末まで、対象年齢の引上げを行ったところ です。

なお、さらなる拡充については、大阪府に対し強く制度拡充を求めるとともに、本市の財政状況等も踏まえつつ、検討してまいりたいと考えています。

- ②妊婦検診を全国並み(14 回、11 万円程度)の補助とすること。

(回 答)

妊婦健診の公費補助については、本年度に 14 回 79,090 円に引上げを行ったところ です。

なお、妊婦の健康管理を十分配慮し、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、保健師による面談やパパママ学級、助産師・保健師による訪問等を行っており、今後ともサービスの充実に努めてまいります。

- ③就学援助の適用条件については生活保護基準 1.3 倍以上とし所得でみることを通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年 8 月、今年 4 月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

(回 答)

現在、本市の就学援助の適用条件については、生活保護基準の 1.15 倍となっております。

申請については、市教育委員会教育指導課を窓口として行っており、1 学期当初に「お知らせ」を各学校を通じて全保護者あてに配付し、毎年 4 月から 6 月末までの申請で 4 月分からの支給とし、7 月以降翌 2 月末までは随時受け付け、申請月分からの支給となります。

支給については、概ね 10 月下旬・3 月下旬に取りまとめて行いますが、新入学学用品費の支給については、認定後速やかに 7 月下旬に支給しております。

添付書類については、源泉徴収票や確定申告書の写しでも対応しております。

平成 26 年度の認定基準については、毎年度、前年 12 月末現在の生活保護基準を使用していることから、平成 25 年 12 月末現在の生活保護基準額×1.15 倍で、昨年度と比較いたしますと、

3 人以下世帯：244 万円 → 238 万円 (△6 万円)

4 人世帯：296 万円 → 283 万円 (△13 万円)

5 人世帯：333 万円 → 308 万円 (△25 万円)

となり、この基準で 4 月から受付をしておりましたが、本市におきましても、扶助費に影響がでないよう 7 月 1 日より昨年度と同基準での申請を受け付けております。

なお、今回、平成 25 年 12 月末現在の生活保護基準を用いた場合、昨年度受給していた世帯のうち、14 世帯は該当しない状況でした。(所得金額が昨年度と同額であった場合)。

- ④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回 答)

本市では、若年層の市内定着を促進するため、平成 4 年度から「新婚世帯向け家賃補助制度」を開始し、一定の事業効果があったものの、厳しい財政状況を踏まえ、平成 14

年度をもって終了しました。今後、財政状況や事業の費用対効果等も踏まえつつ、どのような支援策が適切か検討してまいります。

また、子育て世帯に対する家賃補助は行っておりませんが、公営住宅法の改正に伴い平成 25 年度から、本市市営住宅管理条例を改正し、入居基準（収入基準）を緩和することができる子育て世帯枠を、小学校へ入学する子どものいる世帯から中学校を卒業する子どものいる世帯に拡充したところとことです。また、母子家庭には福祉枠を設け、優先募集できるように高石市営住宅福祉世帯向け住宅の供給に関する要綱を制定しております。

⑤独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

(回 答)

子ども・子育て支援新制度の中で、子ども・子育て支援給付、子どものための現金給付として「児童手当」制度が位置付けられており、現在、中学校卒業までの児童に 1 人に対し月額 5,000 円～15,000 円の児童手当を支給しております。

子育て支援策については、市の財政状況や事業の費用対効果等も踏まえて、今後の施策を検討してまいります。

⑥中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

(回 答)

中学校給食については、全市立中学校で自校式・完全給食・全員喫食で実施しております。

⑦ここ 10 年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

(回 答)

わが国は少子高齢化の進展による人口減少社会に突入しており、本市の人口は、平成 17 年で 61,127 人であったものが、平成 26 年で 58,575 人となっています。

本市では、第 4 次高石市総合計画において、「ひとにやさしい育みのまち」、「人にやさしい暮らしのまち」、「ひとにやさしい安全・安心なまち」、「環境にやさしいまち」、「地域活力あふれるまち」の 5 つの目標を設定しているところです。

この目標に沿って、既存の資源や基盤を活かしつつ、防災のまちづくり、さらなる都市基盤の整備、子育て支援や教育の充実、終生住み慣れた地域で暮らせるまちづくり、地域の魅力向上・活性化などに取り組んでまいります。